

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

（令和3年4月1日現在）

1.（自動継続）

- （1）この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- （2）この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2.（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（スウィングサービス）

- （1）スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ自動振替を行います。
- （2）本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
 - ① 定額型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
 - ② 残高型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- （3）振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。
 - ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は1千円以上千円単位で指定できます。
 - ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は1千円以上千円単位で指定できます。
 - ③ 普通貯金と定期貯金間の振替金額は10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。
 - ④ 普通貯金と定期貯金間の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。
- （4）指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。
なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- （5）本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- （6）本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- （7）① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当組合所定の書面